の共同利益を図る交渉義務があったとはいえない。

「主再建にあたって、

代表取締役を含む既存株主の保

取締役には会社の再建可能性を犠牲にしてまで株主

いて、

判 例 研 究

商法 六四四]

お 倒産の危険性の高い会社の一○○%減資を伴う再建に いて再出資を行う取締役の義務

請求控訴事件、一部取消、一部棄却 東京高判令和三年一一月一八日、令和一 (ネ) 九七七号損害賠償

|金融・商事判例|六四三号六頁

事項として行動せざるを得ず、そうすることが要請される。 表取締役は、会社の倒産を回避すべく、その再建を最優先 はその局面を大きく異にするのであって、代表取締役に自 増資とは単に別個の手続であるというにとどまらず、両者

会社が倒産の現実的危険性の高い状況にある場合、代

主には出資が認められなかった事案について、無償減資と

スポンサーに六五%の新株発行が行われ、

その他の既存株

〔判示事項〕

況下でほぼ唯一の実行可能性の高い再建案である場合につ ○○%無償減資による自主再建案が時間的余裕のない状

有株式を一〇〇%無償減資した後に、代表取締役に三五%、

に実質的な利益相反関係があるとはいえない。

告らがその保有株式を一○○%無償減資としたこととの 役の地位にとどまったこととその他の既存株主であった原 主再建後の会社に対する再出資が認められ、その代表取締

[参照条文]

平成一七年改正前商法二六六条ノ三第一項

〔現在の会社

法四二九条一

事

実

当事者と自主再建の検討に至る経緯

等を中心とする事業団体であり、 ニューヨーク州に拠点を置き投資ファンドを管理するB社 によりA社の株式を取得した。B社グループは、 て「原告ら」という)はいずれもQの相続人であり、 ○%を保有する会社である。原告又ないし又 はYが代表取締役を務め、 A社の代表取締役社長に就任し、現在に至っている。 人) はP及びQの甥であり、Qの死亡に伴い平成一三年に 代表取締役社長はQである。Y する株式会社である。A社の創業者はPであり、 A社は昭和一二年に設立され、 かつYが発行済み株式の一〇 B社はB社グループに属 (被告·被控訴人兼控訴 運送事業等を事業目的と (以下、 A社の前 併せ Y₂ 社 米国 相続

字が続いていた。 平成一一年以降、 YがA社グループ全体の経営再建を主

た。 代表取締役社長に就任しA社グループ全体の再建に向 導したことにより、 一二年度に黒字となり、金融機関からの借入残高も減少し 更に、YがQの死亡後である平成一三年三月にA社の A社グループ全体の税引前利益は平

経営の立て直しを進めた結果、A社グループ全体の税引前

けて

高も、 ンクであったM銀行及びO信託銀行 ○億円のうち、メインバンクであったN銀行、 いった。なお、A社グループ全体に対する債権額約五○○ 利益は黒字となり、A社グループの金融機関からの借入残 「主要三行」という)の有する債権額が約四二〇〇億円で 平成一六年には約四九八四億円まで順次減少して (以下、三者を併せて 準メインバ

あった。

= 自主再建

この基本協定書では、 を負うこと等の点に限って法的拘束力を有することが定め 月一一日、 として外資系ファンドであるB社を選択し、A社は同年八 平成一六年七月頃、 B社との間で基本協定書に係る合意を締結した。 Yı は、 A社がB社との独占協議・交渉義務 自主再建案のスポンサー

A社の税引前利益は、

年三月には約六三九二億円に達していた。

なお、

借入れの 平成一一

Q個人が金融機関に対する包括根保証をしていた。

平成九年度から平成一一年度まで赤

な原因として金融機関からの借入残高が増加し、

A社グループでは、

Qの専断的経営による 過剰投資を主

減資手続き(一○○%減資)の後、増資引き受けというこA社に対し、「株主責任に関しては、資本の毀損に対する平成一六年九月二一日、A社の債権者であるM銀行は、

られていた。

ある。」「弊行も再建計画において、現社長〔Y〕しか求心但し、新たな株主構成の顔ぶれである必要が、原則として関合を示す〕でもストーリーとして成り立つのではないか。とであれば六五%対三五%〔筆者注:B社対創業家一族の

を説明した。

建の可能性が高まりスポンサーの要望もあるというシナリ格であろう。」等と述べたうえで、現社長のYが再建後も明がつかない。」「会長夫人〔X〕も株式の継続保有は不可明がつかない。」「会長夫人〔又〕のご遺族が持ち続けるのは説

し続けることは可能かもしれない。但し、会長夫人〔Qのる人物』という組立てにより、現社長〔Y〕が株式を保有力を持てないという認識である。『新A社の再生の中心た

なければA社は破綻すること、そのため、B社の求めにXに対し、平成一六年一二月までにB社の支援を受けられA社株式の一〇〇%無償減資についての同意を得るべく、平成一六年一〇月二八日、Yは、Xらからその保有するオであれば許容の余地があるという見解を明らかにした。

らの再建後のA社に対する再出資は認められないことなどらの再建後のA社に対する三資に応じる必要があること、Yは再建後のA社に対する三正と、A社がB社の支援を受けざるを得なくなった原因はこと、A社がB社の支援を受けざるを得なくなった原因はこと、A社がB社の支援を受けざるを得なくなった原因は、Cによる経営の失敗にあるため、その共同相続人であるX

平成一六年一一月一三日、A社はB社との間で「A社グループの再建に関する合意書」(「本件再建合意書」といい、ループの再建に関する合意書」(「本件再建合意書」といい、れを全て買い取り、その一部をA社の種類株式に組み替えれを全て買い取り、その一部をA社の種類株式に組み替えること、B社がAグループの会社に九億ドルを貸し付け、ること、B社がAグループの会社に九億ドルを貸し付け、ること、B社がAグループの会社に九億ドルを貸し付け、ること、B社がAグループの会社に九億ドルを貸し付け、ること、B社がAグループの会社に九億ドルを貸し付け、ること、B社がAグループの会社に九億ドルを貸し付け、ること、B社がA社の議決権の、大五%を取得すること、一〇〇%無償減資及び新株発行による増資が行われることを条件にB社がA社に対して貸付という。

社

の株主構成を、

B社がA社の議決権の総数の六五%を、

た。

同日、YはB社との間で合意書

(以 下、

「本件株主

枠を三五○億円とする運転資金の融資を行うこと等であ

合意書」という)

を締結した。

本件株主間合意書には、

請求権を有することが含まれていた。

株式について、A社の返済状況に応じて最大一○%の買取行うこと、また、YはB社が有することとなるA社の普通に、A社の発行済み株式について一○○%減資及び増資を収がするの三五%を保有するように変更すること、そのため

株当たり一万円でB社が投資のために組成したC社に対しるとともに、第三者割当てによる普通株式の発行として一償却する(以下、「本件無償減資」という)ことを決議すいて、株主全員の賛成を得て、発行済み株式の全てを無償

る合意書を締結した。

平成一七年二月二

一日開

催の臨時株主総会にお

議し、同年三月二四日、この決議に基づき、本件無償減資割り当てるという増資(以下、「本件増資」という)を決株式の総数を保有するΥ゚社に対して三五○○株をそれぞれて六五○○株、Υ΄が代表取締役の地位にありその発行済み

株式五五○○株を一四○○億円で譲り受け、A社の唯一の一九年一一月までに、C社からA社の株式を一株一万円で一九年一一月までに、C社からA社の株式を一株一万円で及び本件増資を実施した。

三 Xらの主張と原審

株主となった。

に生じた利益相反関係について開示するといった「株主に

旨

旧

商法二六六条ノ三第

項

〔現在の会社法四二

務、

項に相当〕に基づく損害賠償請求に関する部分につ

の主張を退けた。Nらが控訴

稿では省略する)。 損害賠償を請求した 式相当額等の損害を被った等と主張して、Yに対して、平 これによりXらは本件無償減資により喪失した保有株 七年改正前商法 一項 〔現在の会社法四二九条一項に相当〕に基づき、 (その他の請求についての検討は、 (以 下、 「旧商法」という)二六六条 本

原審

(東京地判令和三年二月一五日金判一六四三号二〇

事実を開示したとしても、 拒否し続けるなどしてB社らに別のスキームをとるように を認めたが、 Yの行為は信義則上の適正情報開示義務違反にあたること した事実を速やかに開示すべき信義則上の義務を負うこと、 を代表する立場にあったYは実質的な利益相反関係が発生 間に実質的な利益相反関係が発生したことや、一族の利益 は、 実現できたとは考え難いとして、 遅くとも平成一六年九月二一日にはYとXらとの 仮にYが速やかにXらに対して本件利益相反 Xらが本件無償減資への同意を 結論としてXら

> 11 て控訴棄却

Yはこれを怠

適正情報を開示すべき義務」があったのに、

二六六条ノ三第一項に基づく損害賠償責任を否定した。 ことを認定したうえで、以下のように判示し、Yの旧商 状況にあり、 れた時点までに本件自主再建案の必要条件とされていた_ に遅くとも本件再建合意書及び本件株主間合意書が締結さ 実的危険性の高いものであった」ことや、「本件無償減資 る自主再建案を早期に策定しない限り、 本判決は「A社は、 本件自主再建案の中核を構成するものであって、 かつ、その程度は、 平成一六年当時、 金融機関の了解を得られ 多額 早期に倒産する現 の債務超 過 0

は、

倒産の現実的危険性が高い場面における取締役の義務

の内容に関する部分

たから、 ければ、 倒産の現実的危険性の高い状況にあり、 ものの、 及びYの保有株式は一○○%無償減資を受けることになる 「本件自主再建案によると、 忠実義務を負うYとしては、 実際に年末頃に倒産する危険性が高いものであ 平成一六年当時のA社は、 A社の代表取締役として会社に対して善管注意義 A社の既存株主であるXら 会社の倒産を回避すべく グループ全体で見ても、 自主再建ができな

その再建を最優先事項として行動せざるを得ず、そうする

かった……。

の希望する再出資を前提とする別案を検討する余地などな

「Yが倒産の危機の迫る時間的余裕のない中で……Xら要請されることがあるとしても、それはあくまでも会社のの有する株式の価値が消滅する以上、株主の利益最大化の要請されることがあるとしても、それはあくまでも会社の要請される(取締役が株主の利益を最大化するようことが要請される(取締役が株主の利益を最大化するよう

であった」。
このような状況において、Yとしては、A社の自主再建 なのような状況において、Yとしては、A社の自主再建 で、既存株主の保有株式を一○○%無償減資とする本件無 で、既存株主の保有株式を一○○%無償減資とする本件無 であった」。

既存株主存続義務、M除外義務を含む。)があったとはい性にしてまで株主の共同利益を図る交渉義務(Xらのいう性にしてまで株主の共同利益を図る交渉義務(Xらのいう性にしてまで株主の共同利益を図る交渉義務(Xらのいう性にしてまで株主の共同的余裕のない状況下でほぼ唯一の実行に日達する現実的危険性があった本件においては、本二月に倒産する現実的危険性があった本件においては、本

らがその保有株式を一○○%無償減資としたこととの間に

「ヨミ手售後)人士に対して見るでは、「別「ファ」に、「とXらとの間の利益相反関係の有無に関する部分

式を一○○%無償減資とすることに応じたからではない。 が認められ、その代表取締役の地位にとどまったこととX にするのであって、Yに自主再建後のA社に対する再出 続であるというにとどまらず、 のA社に対する再出資が認められたのはXらがその保有株 任を取ることはYも同じである。)から、Yに自主再建後 貫徹させるためであった(なお、既存株主としての株主責 責任を追及しない代わりに、既存株主としての株主責任 め、その共同相続人であるXらにまで損害賠償責任や保証 おらず、むしろ、Qの経営責任を故人としての責任にとど らについては、A社の自主再建に貢献し得る有為な人材は 経営手腕を高く評価して、A社の自主再建を中心的に担う の立て直しに向けて尽力し、一定の成果を挙げていたY のみならず、主要三行においても、 みに認められ、Xら側に全く認められなかったのは、 代表取締役で、その発行済株式の総数を保有するY社 人材として確保する必要があったためであるのに対し、 そうすると、本件無償減資と本件増資とは単に別個 「自主再建後のA社に対する再出資が、Y側〔ママ〕(が 両者はその局面を大きく異 Qの放漫経営後のA社 B 社 の手 0

実質的な利益相反関係があるとはいえない。」

三 Yの義務違反の有無についての部分

A社の代表取締役にあったYにおいて、

倒産の現実的

た険性のあったA社を自主再建することを優先すべきであり、Xら主張のYの任務懈怠行為……は……認められなあって、これに反してまで株主の利益を最大化するよう配あり、Xら主張のYの任務懈怠行為……は……認められなる情報開示や行動をとるべき義務はなかったから、これを前提とする情報開示や行動をとるべき義務はなかったというべきでる情報開示や行動をとるべき義務はなかったというべきでもでも、Xら主張のYの任務懈怠行為……は……認められない。

研究

本判決の結論は妥当であるが、判旨の一部に疑問がある。

との関係

本判決の意義と争点

取締役の善管注意義務違反等が争われた事案であり、こう表取締役のみに再出資が認められるという事案において、資が行われるとともに、新株発行により既存株主のうち代資が行われるとともに、新株発行により既存株主のうち代本件は、倒産の現実的危険性の高い会社において、再建

定が申し立てられた大阪地決平成二七年一二月二四日 る点で注目される。一○○%無償減資に関する裁判例としる点で注目される。一○○%無償減資に関する裁判例としる点で注目される。一○○%無償減資に関する裁判例としされた事案で株主総会決議の無効確認ないし取消しが請求された福岡高判平成二六年六月二七日金判一四六二号一八された事案で株式買取請求権が行使され、株式取得価格決われた事案で株式買取請求権が行使され、株式取得価格決われた事案で株式買取請求権が行使され、株式取得価格決していした局面における取締役の義務の内容について判示していした局面における取締役の義務の内容について判示していした局面における取締との表

二 倒産の現実的危険性が高い場面において取締役が負う

LEX/DB25542068 がある。

1.株主の利益が最大化されないことと取締役の義務違反注意義務の内容(判旨一)

本件では一○○%減資が行われており、再出資を認められない既存株主については、その経済的利益はゼロとなる。 はう行動する義務を負うと解した場合には、一○○%減資 なう行動する義務を負うと解した場合には、一○○%減資 なったする場合でも取締役は株主の利益を最大化する は、いかなる場合でも取締役は株主の利益を最大化する なったする。 本件では一○○%減資が行われており、再出資を認めら

と述べており、本件ではこの判示は妥当だと考える。以下、 としては「会社の倒産を回避すべく、その再建を最優先事 項として行動せざるを得ず、そうすることが要請される」 高 状況にあったことを理由として、 取締役であったY

株主の る 主の利益を最大化するということとほぼ同義であるため 二三)参照)。そして、会社の利益を最大化するというこ 七八—七九頁、二八〇—二八一頁(東京大学出版会、二〇 全体の富との関係については、 る場合が多いという意味で正当化することができる(社会 最大化することが社会全体の富を増大させることにつなが 行動すべきであると考えられ、このことは、 検討する。 取締役は、 利益に沿う行動をすることが取締役の行為規範とな 通常時においては、会社の利益の帰属主体である株 基本的には、 会社の利益を最大化するために 田中亘『会社法〔第四版〕』 会社の利益を

同義でなくなる の利益を最大化することと会社の利益を最大化することは 能性がある場合には、 い行動を好む可 会社が (但し、 株主は一発逆転を狙って過度にリス 能性があり、 債務超過であり、 帳簿上は債務超過であっても、 この点において、 倒 産 の 現 実的 株主 な可 将

> と考えられる。この点に関連して、破産手続との関係につ 利益の最大化について適切なインセンティブを有してい 価がプラスであるような場合には、 株主は引き続き会社

きの対象となってしまいかね」ず、「債務超過の有無を判 くの企業が 断する基準としての資産の評価は清算価値によるのではな いて、「資産を清算価値で評価して債務超過と言うと、 継続企業価値 (隆々と営業している企業も含めて)破産手続 (going concern value) によると考え

く

Ļ 値が増加すると考えられるのであれば、会社の倒産を回 における取締役は、事業を継続することによって会社 るべき」(山本和彦 (有斐閣、二〇一八)) との指摘が参考になる)。 再建させることを目標に行動すべきだと考えら 『倒産処理法入門〔第五版〕』六七頁 この場 0 面

編著 止や清算を検討することが求められることになる 値が減少すると考えられる場合には、 『数字でわかる会社法 [第二版]』五八一五 取締役には事業の 九頁 田 中 豆

(他方で、事業を継続することによってかえって会社

0

価

藤元 ラム五―二六参照))。 (有斐閣、二〇二一)、 田 中・ 前揭四八六—四八七頁

コ

判旨一を、

判旨三に引用した、

倒産の現実的

危険

性

来収益の見通しが良く、インカムアプローチで評価した株

る経済的利益は消滅する。そのため、判旨が指摘する点は、

三号八八頁も参照)。

と展望』四六頁(法律文化社、二〇一八)も参照)。 あったA社を自主再建することを優先すべきであって、こ あったA社を自主再建することを優先すべきであって、こ のに性を追求するために株主の利益には沿わない行動をし でとしても、そのことが直ちに取締役の善管注意義務・忠 実義務違反を構成するわけではないことを示していると解 され、妥当であると考える(但し、大杉謙一「取締役の株 され、妥当であると考える(但し、大杉謙一「取締役の株 主に対する義務」森淳二朗先生退職記念『会社法の到達点 と展望』四六頁(法律文化社、二〇一八)も参照)。

2. 判旨一の理由付けについての疑問

場合には、会社が倒産しようがしまいが、既存株主が有するよう要請されることがあるとしても、それはあくまでも会社の存続を前提とするものであって、会社の倒産によって株主の有する株式の価値が消滅する以上、株主の利益最大化の要請は会社再建の要請に必然的に劣後せざるを得ない。」と述べている部分は、不明確であり、疑問が残る。本件のように一〇〇%無償減資を伴う再建案を採用した本件のように一〇〇%無償減資を伴う再建案を採用した本件のように一〇〇%無償減資を伴う再建案を採用した本件のように一〇〇%無償減資を伴う再建案を採用した本件のように一〇〇%無償減資を伴う再建案を採用した本件のように一〇〇%無償減資を伴う再建案を採用した。

との理由にはならないはずである。 株主の利益最大化の要請を会社再建の要請に劣後させるこ

資を認められる場合の株主との間の利益相反関係の有無一〇〇%無償減資を伴う再建案において取締役が再出

判旨二はYとXらとの間の実質的利益相同

反関係を否定し

(判旨二)

Ξ

けることとなり、Yと既存株主との間で実質的な利益相は が認められる との間に、MBOが行われる場合とも類似の利益相 も代表取締役となるという点において、Yとその 方でその他の株主は締め出されるという点や、Yが再編後 Y等の限られた者がA社の全株式を保有することになる一 が生じている」。本件自主再建案には、代表取締役である の既存株主は株式を失う一方で、Yのみが株式を保有し続 であるから、本件自主再建案を全体としてみれば、Y以外 の発行株式のうち三五%を取得することを可能とする内 るように、「本件自主再建案は、 ているが、妥当でないと考える。 一○○%減資を行った後に、Yのみに再出資を認め、 (寺前慎太郎 〔本件判批〕 A社の既存株式につい 原審がまさに指摘してい ジュリスト一五 他 反関 の

るだけである

とを否定する事情にはならず、利益相反関係が存在するこ に応じたのはNらに対してQの個人責任が追及されること Xらに損害は発生していないことなどを示す事情になりう とを前提としたうえで、再建案の内容が妥当であることや を防ぐためであったという点は、利益相反関係があったこ があったためであるという点や、 Yに再出資が認められたのは人材を確保する必要 Xらが一○○%無償減資

制度」 妥当でない とを前提としなければ本件無償減資は行われなかったはず 社の再建スキームの一部であって、本件増資が行われるこ では一体として捉えるべきものであり、この点でも判旨は であるから、これらは利益相反関係の有無の判断との関係 であって局面を異にすると述べるが、これらはそれぞれA また、 江頭憲治郎先生還暦記念『企業法の理論 三〇五頁 判旨二は本件無償減資と本件増資とは別個 (藤田友敬「新会社法における株式買取請求権 (商事法務、二〇〇七)参照)。 上宣言 個の手続

四 利益相反関係について開示すべき義務 本件における取締役の義務違反の有無

1

本件では、YとXらとの間に上記の実質的利益相反関係

に就任することや、XらのA社に対する再出資は認められ に対する三五%相当の再出資を認められ、その代表取締役 六頁を参照)。但し、YはXに対して、Yは再建後のA社 として、東京高判平成二五年四月一七日判時二一九〇号九 反関係について開示すべき義務を負っていたと考えられ 建案の検討が具体化した段階で、 償減資を行いその後Yのみが再出資を認められるという再 が生じていたことから、Yは既存株主について一〇〇% (MBOの場面において適正情報開示義務を認めた裁判例 既存株主に対し、 利益

2 本件自主再建案を採用したことと義務違反の

は認められないように思われる。 ないことなどを説明しており、

本事案では開示義務の違反

える。 害関係があるため、経営判断原則は適用すべきでないと考 適用を否定すべきではない い状況においても、そのことを理由として経営判断原則 義務違反は認められるか。 Yが本件自主再建案を採用したことについて、 以下、 順に述べる。 が、 会社の倒産の現実的危険性が高 本件の事案では取締役に 善管注

利

あろう。

この点は、

般的な局面に

おける経

営判断

原則

説明において取締役が必要なリスクを躊躇なく採用するこ

(1) 会社 判断原則 の倒 0) 適用 産の現実的危険性が高い状況における経営

なリスクを採用してい 善管注意義務違反の有無を判断する際には、 いう点に留意する必要があり、 たように、 会社の倒産の現実的 裁量を与える必要があるためである 政策的な総合判断を行うことが要求され、 た状況下では、 ついて善管注意義務違反が問われた事案である)。こうし 務超過の状況で取引を中止し事業を整理しなかったことに 成二六年九月一〇日金判一四五二号四二頁参照。 て経営判断原則の適用を否定すべきではない 現実的危険性が高い状況においても、そのことを理由とし 断する際には経営判断原則が適用されるところ 二二年七月一五日判時二○九一号九○頁)、会社の倒 一六年参照。 一役の経営判断が善管注意義務に違反するか否かを判 株主が過度なリスクテイクを望む恐れがあると 田中・前掲四八六―四八七頁も参照)。 通常と同等かそれ以上に専門的、 危険性が高い状況では、 ないかどうかは特に精査する必要が この局面における取締役の (前掲・高知地判平成 取締役に広範な 二の1で述べ 取締役が過度 (高知地判平 (最判平成 但し、債 予測的、 但し、 産の

> とができるようにすることの重要性が強調されるのとは なる可能性があるため、 ジュリスト一五一二号一二一頁、 注意が必要である 小出篤 (川崎邦宏 〔判批〕 平成 判 異

批

二六年重判一一二頁も参照)。

(2)本事案における経営判断原則の適用の当否

考えられる。 的危険性が高い状況における経営判断についても同様だと 危険性が高まるためである。 会社の利益のためではなく、 妥当である。取締役に利害関係がある場合には、 行うべきであると解されており(田中・前掲二八五頁)、 裁判所は取締役の判断の合理性について立ち入った審査を 関係がある場合には、 般に、経営判断原則の適用については、取締役に利 経営判断原則は適用すべきではなく この点は、 自らの利益のために行 会社の倒 産の現 取締役が ご動する 実

る 断の合理性について慎重に審査する必要があると考えられ においては、 そうすると、 経営判断原則を適用すべきではなく、 Yが実質的利益相反関係を有してい Y₁の いた本件

(3)Yの善管注意義務違反の有無の判断枠組みと善管注 意義務違反の有無

号一四四五頁参照。なお、松中学 に用 いう枠組みである(最判平成二八年七月一日民集七○巻六 手続き」が行われた場合には、取締役の判断を尊重すると シュアウトの事案であっても、「一般に公正と認められる アウトの場合における取締役の判断の妥当性を評価する際 点においてキャッシュアウトと共通する側面があることか 本件の一〇〇%減資には既存株主が締め出されるという Yの判断の合理性について審査する際にはキャッシュ いられる判断枠組みを用いることも考えられる。すな 利害関係を有する者(本件でいうY)によるキャッ 〔判批〕 ジュリスト一五

> を行う必要がある。 Yが行った判断の合理性について、立ち入って慎重な審査 う理由で取締役の判断を尊重することもできないことから、 なく、「一般に公正と認められる手続き」が行われたとい 結局、 本件では経営判断原則を適用することは妥当では

を採用したことについてその判断が不合理であったとはい えず、Yの責任を否定した本判決の結論には賛成したい。 あっ」たという事実関係からすれば、Yが本件自主再建案 のない状況下でほぼ唯一の実行可能性

判旨一で指摘されている「本件自主

再建案が時 の高い

再 建案 的

松元

外取締役による検討などの「一般に公正と認められる手続 この枠組みで検討した場合、本件においては、独立した社

が行われたという事情は指摘されていない。

審査するほうが望ましいと考えられる」と指摘している)。

裁判所が直接金額を決めるより、

手続き的な公正さを

うかを考慮したうえで、利益相反取引がある場合について て、「一〇〇%減資についても、独立当事者間の取引かど ○%減資についての株式取得価格決定申立ての事案につい ○五号一○七頁は、全部取得条項付種類株式を用いた一○